

◆◆◆ 廃止・休止・再開届について ◆◆◆

- ◎ 提出先：枚方市保健所 保健医療課 薬事担当
〒573-1197 枚方市禁野本町 2-13-13
(令和7年7月7日に上記所在地へ移転しました)
電話(072)-807-7623

◆ 廃止届

薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業等の業務を廃止した場合は、廃止後 30 日以内に許可証（原本）を添えて廃止届書を提出してください。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第 10 条）備考欄に廃止する理由を記載してください。

なお、薬局製造販売医薬品製造販売業の許可を取得されている場合には、承認書（原本）もあわせて提出してください。

また、許可証（及び薬局製造販売医薬品製造販売業の廃止の際には承認書）を紛失した場合には、紛失理由書を添付してください。

◆ 休止届

薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業等の業務を 30 日以上休止する場合には、休止後 30 日以内に休止届書を提出してください。（法第 10 条）なお、休止の期間は、原則 3 ヶ月以内です。

手数料、添付書類は不要です。

備考欄に休止する理由と、いつまで休止予定かを記載してください。

◆ 再開届

休止していた業務を再開した場合には、再開後 30 日以内に再開届書を提出してください。（法第 10 条）

手数料、添付書類は不要です。

休止・廃止・再開届書 記載時の留意点

- ① 休止・廃止・再開の該当項目を○印で囲んでください。
- ② 業務の種別
 - 休止・廃止・再開を行う主業態（薬局、薬局製剤製造業、薬局製剤製造販売業、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業）を記載してください。
 - なお、休止・廃止・再開する業態が複数にわたる場合は、備考欄に該当業態の業務の種別、許可番号および許可年月日を記載してください。
 - 麻薬小売業者免許を併せて廃止する場合は、大阪府へ廃止届、麻薬現有量届、免許の失効による麻薬譲渡届等を提出してください。
- ③ 許可番号および年月日
 - 許可を受けている店舗の許可番号および許可年月日（有効期間の開始年月日）を記載してください。
- ④ 名称、所在地
 - 許可証に記載されている名称、所在地を記載してください。
- ⑤ 休止・廃止又は再開年月日
 - 休止・廃止・再開した年月日を記載してください。
- ⑥ 備考欄
 - 廃止の場合は廃止の理由（移転・経営者変更・完全廃止等）を記載してください。
 - 休止の場合は休止の理由（管理薬剤師が入院のため等）及び「〇年〇月〇日までの予定（休止期間は原則3ヶ月以内）」と記載してください。
 - 薬局製剤製造販売承認の整理を廃止と同時に行う場合は、「別添承認書の承認整理につきお取り計らい願います。」と記載し、製造販売承認書を添付してください。
- ⑦ 届出年月日
 - 届書の提出日を記載してください。
- ⑧ 申請者の住所、氏名
 - 個人の場合は現住所、法人の場合には登記された本社の所在地を記載してください。
 - 個人の場合は、個人名を記載し、法人の場合は登記された商号および代表取締役名を記載してください。
 - 開設者が死亡（個人）もしくは解散（法人）したときは、その相続人もしくは相続人に代わって相続財産を管理する者または精算人、破産管財人もしくは合併後存続もしくは合併により設立された法人の代表者が代理人として届出をおこなってください。

(注) 薬局を廃止する場合は、覚せい剤原料所有についての報告書が必要です。

大阪府ホームページより「業務廃止等に伴う覚せい剤原料所有数量等報告書」を入手し、現有量がない場合も「なし」と記入のうえ、大阪府へ報告してください。